

東証マザーズ指数先物取引の呼値の単位の見直しに伴う 業務規程等の一部改正について

2017年2月14日
株式会社大阪取引所

I. 趣旨

当社は、東証マザーズ指数先物取引の呼値の単位を見直すことに伴い、業務規程等の一部改正を行います（詳細については、規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

今回の改正は、東証マザーズ指数先物取引の利便性を向上させて取引の活性化を図る観点から、所要の対応を行うものです。

II. 改正概要

1. 呼値の単位の変更

- 呼値の単位を1ポイントとします。

（備考）

- 業務規程第26条第8項第2号f

2. その他

- 呼値の制限値幅の算出にあたって、国内指数制限値幅算定基準値に100分の8を乗じて得た数値が1ポイントの整数倍の数値でないときは、1ポイントの整数倍の数値に切り下げます。

- 業務規程施行規則第16条第2項第2号a

III. 施行日

- 2017年4月3日から施行します。ただし、上記II.2.については、2017年2月28日から施行し、2017年3月1日に終了する取引日における取引より適用します。

以上